

職員の皆さま、近隣の皆さまへ

vol.41

目指すは病院理念、それは同じはずなのに

コミュニティユニオンみなと

☎ 03 (5765) 9166

医療法人厚生会分会

分会長 岩渕 美和子

組合員一同

昨年3月に雇止めとなった岩渕看護部長は法人を相手取り、雇用の継続を求め東京地方裁判所に提訴しました。

岩渕さんが裁判という手段を選んだのは、自身の雇止めに納得していないことに他なりません。法人は岩渕さんが納得のできる雇止めの理由を説明できていなかったことになりまし、裁判になっても、一度決めてしまった雇止めに、後付けで理由を無理矢理こじつけているようで、筋の通った明確な理由説明には至っていません。一言でいうと「理不尽」な雇止めと感じます。

独りでは闘えないと考えた岩渕さんは地域の労働組合に相談し、CU みなと厚生会分会を立ち上げました。法人は職員の正当な主張に聞く耳を持ち、職員一人一人に誠意をもって対応し、そこにある問題を解決していく必要があります。労働組合は、それが出来ていない法人の、職員から見た「理不尽」が作り出した産物なのです。

岩渕さんを雇止めにした後も、当然法人の根本的な体質は変わっていません。労働組合に、入職後の待遇が採用面接のときの話と違うといった内容などの相談が、複数来ています。相談に来る案件数の何倍もの職員が、「理不尽」を感じながら我慢して働いたり、何も言わず辞めて行ったりしていることと思います。

私たち労働組合は、厚生会が地域のみなさまやそこで働く職員やその家族にも愛される、

居心地の良い職場となることを目指します。職場で感じた「理不尽」を職場内で解決できない時は、私たちにお声がけください。

今回の裁判期日はいよいよ来週の6月30日14時30分、前回と同じ東京地裁517号法廷の予定です*2。お時間の許す方は、ぜひ傍聴にお出掛けください。

*1 日程や法廷は諸事情により変更になる場合があります。傍聴にお越しの際は、最新の情報をCUみなとまでご確認ください。

【古川橋病院前スタンディング】白金高輪駅徒歩5分 古川橋病院玄関前 8:30~9:00

7月4日(金)、16日(水)、25日(金)、8月4日(月)、18日(月)、28日(木)

ご都合の付く方は是非、ご支援くださいますようお願いいたします。

【岩渕美和子さんの雇止め・解雇の経過】

『岩渕さんは、憲法28条や労働法で守られている労働者の権利を主張し病院を提訴し、闘っています。』

看護部長の岩渕さん(1年契約の有期雇用・継続して5年間勤務)は病院から明確な根拠を示されず、協議もされず、「抽象的な理由」で、昨年4月1日からの「雇用の打ち切り」を強行されました。岩渕さんは昨年4月1日まで在籍していると「有期雇用」から「無期雇用」に転換できる権利を有していましたが、その1日前に「雇い止め」になりました。この間、コミュニティユニオン東京港支部(以下CUみなと)は2回団体交渉をおこない、「雇用の継続」を求めてきましたが、病院側は雇い止めに固執し、岩渕さんの無期転換の権利を奪いました。

また、団体交渉で病院側は雇い止めの理由に「看護師の退職」を主張したが、「これについて食い違いがある」ことを指摘すると病院側は「文書で回答」することや「次回の団体交渉の日程を提示」することを約束していましたが、その約束も守らず、昨年4月1日「雇い止め」を強行しました。岩渕さんはCUみなとや地域の仲間と「就労」を求めて病院前で宣伝し、出勤しようとしたが病院側に阻止され、団体交渉の申入れ書も拒みました。病院代理人弁護士を通じて「生産性がない」などと今も団体交渉を開催しようとしていません。

CUみなとは厚生会分会を結成し、岩渕さんの復職を実現するために取り組んでいます。岩渕さんの「雇い止め」を撤回し、復職できるように病院への要請と岩渕さんへの激励にご協力ください。

=要請先=

医療法人財団厚生会古川橋病院

理事長 鈴木幸雄

港区南麻布南麻布2丁目10番21号

電話03(3453)5011

=激励先・連絡先=

コミュニティユニオン

東京港支部厚生会分会

港区芝1の4の9平和会館7階

電話03(5765)9166

FAX03(5765)9167

Mail: minatokurouren@m01.itscom.net